

第 11 章 特別免許状の取得方法

1 制度の概要

大学等の教員養成教育を受けていない者に、教育職員検定により免許状を授与する制度を昭和63年に新設。

優れた知識や技能を有する社会人に免許状を与え、教員として迎え入れることにより学校教育の多様化への対応とその活性化をねらいとする。

2 特別免許状の種類（学校種別、教科別に授与する。）

- (1) 小学校の教科毎の免許状
- (2) 中学校の教科毎の免許状
- (3) 高等学校の教科毎の免許状、教科の一部（柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理及び計算実務）の免許状
- (4) 特別支援学校の自立教科の免許状（理療、音楽等）、自立活動（視覚障害教育等）

3 特別免許状の授与要件

次の(1)～(4)のいずれにも該当する者

- (1) 欠格条項（免許法第5条第1項の各号）に該当しない者
- (2) 教育職員に任命し又は雇用しようとする者の推薦がある者
- (3) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- (4) 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

4 特別免許状の授与手続

- (1) 授与権者（北海道教育委員会）が行う、教育職員検定に合格した者に授与する。
出願者の人物、学力、実務及び身体についての教育職員検定
- (2) 合格の決定に際し、学校教育に関する学識経験者等の意見を聴かなければならない。特別免許状検定協議会を開催し諮問する。

5 特別免許状の効力

その免許状を授与した都道府県内のみ有効。

6 特別免許状授与事務のスケジュール

当該年度に発出する通知に基づく。

7 特別免許状の授与に係る教育職員検定の取り扱い

P192～194 に記載

8 「特別免許状」授与に係る Q&A

P195～196 に記載

9 特別免許状を申請する場合の必要書類

P197～200 に記載

(P199 に「推薦書」、P200 に「推薦書作成に当たっての留意事項」を記載)

特別免許状の授与に係る教育職員検定の取り扱い

(平成16年11月 1日教職員局長決定)
 (平成27年 3月11日一部改正)
 (令和 3年11月30日一部改正)

特別免許状の授与に係る教育職員検定の取り扱いは次のとおりとする。
 次の表のすべての項目について基準を満たすと認められる者について、有識者の意見を踏まえ、総合的に判断し授与する。

	項 目	基準の取り扱い	提 出 書 類 等
資 格	欠格条項に該当しないこと。 (免許法第5条第1項)	—————	宣誓事項 ① 教育職員検定及び教育職員免許状授与願 (別記第2号様式) ② 学校の卒業又は修了の証明書等
人 物	社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者 (免許法第5条第3項第2号)	教育職員として適格な人材であること。	① 人物に関する証明書 (別記第3号様式) ② その他必要があると認める場合は、本人の申立書、自己アピール文、学校教育に関する小論文、面接等の方法を加える。
学 力 及 び 実 務	担当する教科に関する相当な期間の実務経験又は優秀な技能を有すること。 (免許法第5条第3項第1号)	別添「特別免許状の授与に係る『教科に関する専門的な知識経験又は技能』の審査基準」に定める事項に該当すること。	① 実務に関する証明書 (別記第3号様式の2) ② 公的資格等を証明する書類 ③ 各種競技会、展覧会受賞等を証明する書類 ④ 履歴書 (別記第5号様式) ⑤ 学業成績証明書 ⑥ その他必要とする専門的な知識経験又は技能を有する旨の証明書 ⑦ 経歴調書等
身 体	教員の職務を行うのに必要な健康状態であること。 (免許法第6条第1項)	—————	① 身体に関する証明書 (別記第4号様式)
推 薦	出願者を任命又は雇用することが学校教育の効果的な実施に特に必要があると認められること (免許法第5条第3項)	学校の教育課程への位置づけがあり、専門性、特殊性の必要性が認められること。	① 推薦書 (別記第6号様式) ② その他必要があると認める場合は、申請免許教科の教員数及び週担任予定時間数を表す書類を加える。

特別免許状の授与に係る「教科に関する専門的な知識経験又は技能」の審査
基準

教職員局教職員課

特別免許状の授与に係る「教科に関する専門的な知識経験又は技能」の審査基準に当たっては、次の1～3のいずれかに該当することを要件とする。

1 学校教育法第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたること。

- (1) 平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設
- (2) 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの
- (3) 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの
 - ・アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（略称WASC）
 - ・アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（略称ACSI）
 - ・グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ（略称CIS）
 - ・スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局（略称IBO）

2 教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、NPO法人等）、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上あること。

（例）

- ・企業等における教科と関連する専門分野に関する職業経験
- ・外国にある教育施設における勤務経験
- ・大学における助教、助手、講師経験
- ・各種競技会等に向けた選手等としての活動
- ・派遣された海外における教科と関連する専門分野の国際貢献活動の経験 等

3 次の(1)～(5)のいずれかの事項に該当し、優れた知識経験等を有することの確認ができるもの。

(1) 外国の教員資格の保有

(2) 教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格の保有

(3) 修士号、博士号等の学位の保有

(4) 各種競技会、コンクール、展覧会等における実績（競技会においてはオリンピック競技大会等国際的な規模において行われるものに出場した者、日本選手権若しくはこれに準ずる全国規模の大会において優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者。また、音楽や美術、工芸、書道の教科に関連する世界規模で行われるコンクールや展覧会等に参加や出展する者や、全国規模のもので優秀な成績を収めた者。）

(5) 上記(1)～(4)以外の北海道教育委員会が優れた知識経験等を有することを確認するために適切と認める事項

「特別免許状」授与に係るQ & A

1 特別免許状について

Q 1 特別免許状とはどのようなものですか？

A 1 特別免許状は、社会において専門的な知識・技能等を身につけた社会人を学校現場に教諭として招致することをねらいとしたもので、特別免許状を授与した都道府県においてのみ効力を有するものです。

特別免許状の授与を受けて教諭に採用された場合、その職務内容は普通免許状を有する教諭と変わるところはなく、授与された教科に係る教科指導のみならず、学級担任やクラブ活動、生徒指導等をも担当することができるものです。

2 特別免許状を授与可能な学校種及び教科

Q 2 特別免許状を授与可能な学校種及び教科は何ですか？

A 2 特別免許状を授与できる学校種及び教科は次のとおりです。

○小学校→各教科ごとに授与可能（所有免許に係る教科以外の教科指導は不可）

○中学校→普通免許状と同様の教科

○高等学校→普通免許状と同様の教科のほか、教科の領域の一部に係る事項（柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理及び計算実務）

○特別支援学校→障害の種類に応じて文部科学省令で定める自立教科等

※幼稚園、養護教諭及び栄養教諭の特別免許状は設けられておりません。

3 小学校教諭特別免許状の授与に係る留意事項

Q 3 小学校教諭特別免許状を授与した場合、小学校教諭普通免許状所持者と同様に、学級担任や全ての教科指導は可能ですか？

A 3 職務内容は普通免許状を有する教諭と変わるところはなく、授与された教科に係る教科指導のみならず、学級担任やクラブ活動、生徒指導等をも担当することができます。ただし、授与された教科以外の教科指導は不可とされております。

例) 小学校教諭特別免許状（外国語（英語））を授与された場合、外国語活動（英語）については教授可能ですが、算数や国語等の授業を担当することはできません。

4 普通免許状、臨時免許状との違い

Q 4 「臨時免許状」と「特別免許状」、「普通免許状」の違いは何ですか？

A 4 普通免許状、臨時免許状、特別免許状については、以下の点が異なります。

○免許状の性質

普通免許状→大学等で教職課程を履修・必要単位等を修得して取得するもの。
基礎資格及び修得単位により、専修、一種、二種に区分される。

臨時免許状→普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定に合格した者に授与するもの

特別免許状→個人の社会的経験を適切に評価して授与する免許状（大学で教職課程を履修していることを想定していないもの）

○免許状の効力

普通免許状→全ての都道府県において効力を有する

臨時免許状・特別免許状→免許状を授与した都道府県においてのみ効力を有する

○免許状の有効期間

普通免許状・特別免許状→なし、臨時免許状→3年

5 非常勤講師としての任用予定者への特別免許状授与の可否

Q 5 特別免許状を授与して、非常勤講師として任用したいと考えています。
正規採用（雇用）の場合でなくても、特別免許状の授与申請を行うことは可能でしょうか？

A 5 常勤での勤務に限られず、非常勤での勤務の場合であっても、特別免許状の授与申請を行うことが可能です。

6 欠員が生じたことを理由とする特別免許状授与申請の可否

Q 6 産休予定の教員がおり、その代替を任用する必要がありますが、該当する免許状所持者を見つけることが困難な状況です。
このような場合、特別免許状の授与申請を行い、代替者を確保することは可能でしょうか？

A 6 本問のケースでは、特別免許状の授与申請でなく、臨時免許状の授与申請で検討していただく必要があります。

7 市町村教育委員会において、特別免許状の授与申請を行う場合

Q 7 市町村教育委員会において、特別免許状の授与申請を行う場合として、どのようなものがありますか？

A 7 例えば、市町村単費により、当該市町村立学校の教諭として任用したいと考えているが、相当免許状を有していない場合（市町村を異にする異動がない場合）などが想定されます。

8 道立学校における正規任用を目的とする特別免許状授与申請

Q 8 道立学校において、特別免許状の授与により、正規で任用していただきたい方がいます。その場合、どのような手続きが必要でしょうか？

A 8 毎年実施されている「北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査」の選考区分「社会人特別選考」に合格・登録していただくことが必要になります。
登録後に申請手続きを行い、教育職員検定に合格した場合に、特別免許状を授与します。
なお、申請者の配置先は道教委で決定することになります。

※参考：令和7年度「社会人特別選考」の受験区分

高等学校教諭（工業、商業、英語、看護、水産、水産（商船）、福祉）、特別支援学校自立活動教諭（肢体不自由教育）

特別免許状を申請する場合の必要書類

(教育職員免許法第5条第2項、第3項の規定による申請)

1 特別免許状は、教育職員に任命又は雇用しようとする者(以下「任命権者等」という。)が、学校教育の効果的な実施に特に必要がある場合に、任命権者(雇用者)の推薦に基づき申請するものです。

2 申請書類を審査し、特別免許状検定協議会において意見の聴取を経たうえで、教育職員検定に合格した者に特別免許状を授与します。

3 申請する免許状(校種・教科)ごとに、それぞれ次のとおり申請書類を作成してください。

申請書類名	摘要
基礎資格	①教育職員検定及び教育職員免許状授与申請書 ○別記第2号様式(細一様式2) ・外国籍の方の氏名・本籍は、在留カードに則って記入してください。
	②基礎資格を有する旨の証明書 ○学校の卒業又は修了の証明書等 ・外国の学校である場合は、日本語訳を作成し添付すること(外国語の文面がある場合は、以下全ての書類に同様に日本語訳を作成し添付すること。)
人物	①人物に関する証明書 ○別記第3号様式(細一様式3) (※証明年月日の有効期限3ヶ月) 証明者は次のとおりです。 ・現在、道立学校に勤務している場合：校長 ・現在、市町村立学校に勤務している場合：市町村教育委員会教育長 ・現在、私立学校に勤務している場合：学校法人の理事長 ・現在、大学附置の国立学校に勤務している場合：大学の学長 ・現在、上記以外の職場で勤務している場合：職場の長
	②その他必要と認める場合 免許状の学校種や教科により必要な場合 ・原則として提出された書面により審査を進めますが、必要に応じて本人の申立書等を追加で求めるほか、自己アピール文・学校教育に関する小論文の作成や、面接等を求めることがあります。
学力及び実務	①実務に関する証明書 ○別記第3号様式の2(規一様式3の2) 証明者は次のとおりです。 ・道立学校に勤務していた場合：校長 ・市町村立学校に勤務していた場合：市町村教育委員会教育長 ・私立学校に勤務していた場合：学校法人の理事長 ・大学附置の国立学校に勤務していた場合：大学の学長 ・上記以外の職場で勤務していた場合：職場の長 ※192 ページ「特別免許状の授与に係る教育職員検定の取り扱い」内「学力及び実務」欄の要件が確認できるように作成してください。
	②公的資格等を証明する書類 (例 看護師免許証) ・資格証等の写しを提出する場合は、裏表をコピーし、余白に申請者本人が原本証明を行ってください。 記載例 「この写しは、原本と相違ありません。」 令和 年 月 日 氏 名
	③各種競技会、展覧会受賞等を証明する書類 免許状の学校種や教科に関連する受賞歴等がある場合は、その写し等を添付してください。
	④履歴書 ○別記第5号様式(細一様式5) ・学歴、職歴が他の添付書類に合致するよう注意してください。 ・「賞罰」や「身上等に関する事項」欄について、記入する事項がなければ「なし」と記入してください。
	⑤学業成績証明書 申請する免許状(校種・教科)に関する学校等の成績証明書等。 ・上記基礎資格②に係る成績証明書は必ず添付してください。 ・外国語の文面である場合は、日本語訳を作成し添付してください。
	⑥その他必要とする専門的な知識経験又は技能を有する旨の証明書 免許状の学校種や教科に関連するものがある場合は、その写し等を添付してください。

申請書類名	摘 要
身体 身体に関する証明書	<p>○別記第4号様式（細一様式4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明年月日から1年以内のものが有効 ・病院で健診を受け、病院名と医師名が記載されるよう証明を受けてください。 <p>○既に学校の教職員として勤務している場合には、「定期職員健康診断の写し」又は「人間ドック受診結果通知書の写し」（1年以内に実施しているものに限る。）をもって代えることができます。</p> <p>これから学校で採用見込みの場合には、「採用時健康診断書の写し」をもって代えることもできます。</p> <p>「定期職員健康診断の写し」、「人間ドック受診結果通知書の写し」、「採用時健康診断書の写し」を提出する場合、写しの余白に、所属長が原本証明を行ってください。</p> <p>（例）「この写しは、原本と相違ありません。」</p> <p>令和 年 月 日 証明者職氏名 職印</p> <p>※なお、これらの書類に「異常あり」、「要再検」、「要精検」、「通院投薬中」等の記載がある場合には、別途、所属長による「通常業務に支障がない」旨の証明が必要です（様式任意）。</p>
任命権者又は雇用者による授与候補者の推薦書	<p>○別記第6号様式（P199）</p> <p>200 ページ「任命者又は雇用者による授与候補者の『推薦書』作成に当たって」に記載されている、1～3の観点を満たすよう作成してください。</p> <p>様式任意。推薦者は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道立学校の教員等として勤務予定：校長 （ただし、教員採用候補者選考検査に合格・登録した場合は道教委で作成） ・市町村立学校の教員等として勤務予定：市町村教育委員会教育長 ・私立学校の教員等として勤務予定：学校法人の理事長 ・大学附置の国立学校教員等として勤務予定：大学の学長
社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見の確認	<p>○①授与候補者が提出する推薦書（上記「任命権者又は雇用者による授与候補者の推薦書」以外に1通以上）及び②本人の申請（志願）理由書</p> <p>○様式任意。</p> <p>○社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見は、次の①及び②の方法により確認します。</p> <p>① 授与候補者が提出した推薦（勤務予定校以外の日本の学校における学校活動実績（臨時免許状又は特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている場合、特別非常勤講師としての活動のほか、学習指導員等の活動も含む。）や学校外の活動における児童生徒への学習活動の支援実績がある場合には、当該校の設置法人の役員や校長等管理職等による推薦を含むことが望ましい。）の内容評価</p> <p>② 本人の申請（志願）理由</p>
手数料 北海道収入証紙 <1件5,000円>	<p>○「北海道収入証紙」を「教育職員検定及び教育職員免許状授与申請書」の右上所定の貼付箇所に、重ならないように貼ってください。</p>
(備考) ○証明書の氏名、本籍地（都道府県名）が異なる場合は、変更の経緯がわかる戸籍抄本を添付してください。 ○外国籍の方は、在留カードの写し（両面）を添付してください。	

別記第6号様式
(第8条の2関係)

推 薦 書

年 月 日

北海道教育委員会 様

職氏名 _____

特別免許状授与のための教育職員検定の願い出について次の者を推薦します。

- 1 被推薦者の氏名
- 2 採用予定学校名
- 3 担当教科又は事項
- 4 採用予定年月日 年 月 日
- 5 採用についての意見（推薦の理由）

任命者又は雇用者による授与候補者の「推薦書」作成に当たって

任命者又は雇用者による授与候補者の「推薦書」（別記第6号様式）作成に当たっては、「授与候補者を配置することにより配置された学校の教育が効果的に実施されること」を確認するため、次の1～3の観点を満たすよう作成してください。

○「推薦書」作成にあたり満たすべき観点

- 1 授与候補者を配置することにより実現しようとしている教育内容
- 2 授与候補者に対し、特別免許状を授与する必要性があること
- 3 下記「①研修計画の立案、実施」及び「②学習指導要領等の共通理解のための体制」に関する対応状況

①研修計画の立案、実施について

特別免許状所有者は、一般的に、指導計画・指導案・教材の作成、指導方法・指導技術等に通じていないと考えられる。

このため、市町村教育委員会や勤務校等において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で特別免許状所有者の研修計画を立案し、実施すること。

また、計画的に大学における教職科目の履修を促すことも検討すること。

なお、特別免許状所有者は、各教科のほか、総合的な学習の時間や道徳、特別活動（学級担任を含む）、生徒指導等も担当可能である。特別免許状所有者が、これらについても担当する場合には、上記研修の中で、これらの内容についても扱うこと。

②学習指導要領等の共通理解のための体制について

担当する教科に関する学習指導要領及び教科書の内容の趣旨並びに校務に関する共通理解を図るため、基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。